

名古屋港管理組合公報

平成27年 1月30日

(金曜日)

第 552 号

目 次

○港湾施設の廃止	1
○名古屋港港湾計画の変更の概要	1
○名古屋港審議会委員の任免	2

告 示

名古屋港管理組合告示第2号

次の港湾施設は、平成27年2月1日から廃止する。

平成27年 1月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし施設の種類 係船岸壁
用途区分を定めた岸壁

名 称	用途区分	位 置	延 長	エプロン 幅	水 深	標準係船能力		制限荷重 (1平方 メートル あたり)	備 考
						船 舶 の 総トン数	バース 数		
T 2 岸壁	コンテナ船	鍋田ふ頭 北側	メートル 350	メートル 50	メートル 14	トン 50,000	バース 1	キロニュートン 20	

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成27年 1月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 専用埠頭計画

次のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
南部地区	5.0	1	140

次のとおり計画を削除する。

岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
南部地区	6.7	1	110

- (2) 水域施設計画
次のとおり計画する。
泊地

地区名	水深 (メートル)
南部地区	5

- 2 港湾計画の縦覧の場所
名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

村 本 准 一 (11月11日)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

十 河 英 史 (12月26日)

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合